

管工事について、下記のとおり一般競争入札(事後審査型)を行うので公告する。
本入札は、令和8年6月17日付羽生市告示乙第161号により公告した「中岩瀬配水場配水ポンプ更新工事」の再度公告入札である。前回入札に参加しなかった者、前回入札を辞退した者及び前回入札に参加した者を含め、本公告に定める入札参加資格を満たす者は、本入札に参加することができる。

令和8年8月5日

羽生市長 斎藤 万紀子

記

1 入札対象工事

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 中岩瀬配水場配水ポンプ更新工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 羽生市大字中岩瀬150番地 中岩瀬配水場 |
| (3) 工 事 期 間 | 契約確定の日から令和10年3月17日まで |
| (4) 工 事 概 要 | <更新設備>
1. 配水ポンプ取替工 4式
2. 電動仕切弁取替工 4基
<付帯工事>
上記工事に伴う機械設備工事 1式 |
| (5) 予定価格等 | 事後公表 |

2 入札手続等の方法

- (1) 羽生市電子入札における建設工事一般競争入札(事後審査型)執行要綱に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。
なお、電子入札システムに係る運用については、この公告に定める以外は羽生市公共工事等電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する場合には、運用基準7-1に定める紙入札方式参加申請書(様式1)を提出し、承認を受けなければならない。

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

次に挙げる、すべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度羽生市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において、管工事業を登録している者であること。
- (3) 令和7・8年度の羽生市競争入札参加資格審査結果における管工事業の格付が「A」の者であること。
- (4) 本工事に対応する建設業法に規定された資格を有する者を、主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として施工現場に専任で配置できる者であること。
なお、下請契約の総額が5,000万円以上となる場合は、管工事に係る特定建設業の許可を有し、監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (5) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(地方公共団体出資法人を含む)との請負契約により、1回の契約金額が5,000万円以上の上水道浄水場、上水道配水場におけるポンプ設備工事を元請として完成させた実績を有すること。
なお、特定建設工事共同企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額(特定企業体の出資比率を契約額に乗じたもの。)とする。
・JV構成員の契約額＝JV契約額×出資率とする。
- (6) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がない者であること(「資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。)
- (7) 本工事の公告日から入札日までの期間に、羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (8) 羽生市税を滞納していない者であること。

5 設計図書等

設計図面、参考数量表、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)は、埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

6 入札参加の手続等

入札に参加を希望する者は、下に示す期間内に電子入札システムにより参加の申請をすること。

受付日時 令和8年8月5日(水) 9時から
令和8年8月31日(月) 16時まで

7 設計図書等に関する質問

質問及び回答は、電子入札システムの質問回答機能により行う。設計図書等に関して質問がある場合は、下に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出し、その後必ず電話により質問した旨を企画財務部契約検査課契約係に連絡すること。なお、持参、電子メール等による質問は受付しない。

電子入札システムによる質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。

受付日時 令和8年8月5日(水) 9時から
令和8年8月24日(月) 16時まで
回答日時 令和8年8月27日(木) 17時までに電子入札システム上で掲示。

8 入札書の提出期間

令和8年9月1日(火) 9時から
令和8年9月3日(木) 13時30分まで

9 開札日時

令和8年9月3日(木) 13時40分

10 最低制限価格 設定する

11 入札保証金 免除

12 配置予定技術者 本工事の監理技術者等は専任とし、兼務を認めない。本工事は、建設業法第26条第3項第1号、第2号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を認めない。なお、営業所技術者等または経營業務の管理責任者は本工事の配置予定技術者になることはできない。
本工事は「羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の対象外とする。

13 現場代理人の兼務 兼務を認めない工事とする。本工事は「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」の対象外とする。

14 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者の数が1者である場合においても、入札を執行する。ただし、入札に参加する者がいないときは、この限りでない。
- (2) 入札回数は2回までとする。
- (3) その他入札執行に関し、この公告に定めのない事項は「羽生市競争入札参加者心得」及び「入札参加者の遵守事項」に準じる。
- (4) 入札時には、入札書のほか「入札金額見積内訳書」を提出すること。

15 支払条件

- | | | |
|-----------|---|--|
| (1) 前金払 | 有 | 羽生市公共工事前金払要綱による。ただし、継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額の10分の4以内とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 |
| (2) 中間前金払 | 有 | 羽生市公共工事中間前金払要綱による。ただし、継続費支弁の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額の10分の2以内とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 |
| (3) 部分払 | 無 | |

- 16 契約保証金 請負代金の10分の1以上
- 17 関係書類の配布
(1) 配布書類 この公告の写し等
(2) 配布場所 埼玉県入札情報公開システム及び羽生市ホームページに掲載
- 18 契約条項等の閲覧
羽生市契約規則、羽生市建設工事標準請負契約約款、羽生市公共工事等電子入札運用基準、羽生市競争入札参加者心得及び入札参加者の遵守事項等については、羽生市ホームページ及び企画財務部契約検査課契約係において閲覧することができる。
- 19 落札者の決定
(1) 入札後、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。
(2) 落札候補者となり落札候補者決定通知書を受けた者は、入札参加資格の有無の確認を受けるため、一般競争入札参加資格等確認申請書、その他の資料(以下「確認資料」という。)を通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に電子入札システム、電子メール又は持参により提出すること。
(3) 落札候補者が入札参加資格審査の確認資料を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札を無効とする。
(4) 審査の結果、入札参加資格を有していると確認したときは、落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を通知するものとする。
- 20 その他
(1) 現場説明会は開催しない。
(2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
(3) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。
(4) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
(5) 契約締結後、受注者は10日以内(土曜日、日曜日、祝日を除く。)に工事に係る配置予定技術者の工事实績情報サービス(CORINS)登録を行わなければならない。
- 21 問合せ先 企画財務部契約検査課契約係 電話番号 048-561-1121 (内線)324